

H I G A S H I M I K A W A

広
報

ひがしみかわ

主な内容

- 誕生 東三河広域連合
- 消費者だより
- 東三河広域連合議会 議会報告

東三河
広域連合広報

Vol.1
創刊号

東三河広域連合

地域の力を結集し、 真の豊かさを実感できる 東三河へ

誕生 東三河広域連合

東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲
郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、
豊根村）で構成する**東三河広域連合**
が、今年1月30日に設立しました。

誰もが真の豊かさを実感できる東三
河を目指し、「**東三河はひとつ**」を合
言葉に、8市町村が一体となり、新たな
地方行政を展開します。



看板除幕式の様子（平成27年1月30日 豊橋市職員会館にて）

写真左から、尾林東栄町長（当時）、鈴木田原市長（当時）、
稲葉蒲郡市長、佐原豊橋市長、山脇豊川市長、
穂積新城市長、横山設楽町長、伊藤豊根村長



東三河広域連合

の看板は東三河の力を
合わせて作りました。

- 揮毫：デザイン書道作家
鈴木 愛氏（豊橋市在住）
- 原木：東栄町産 桜
- 製材：HOLZ三河（新城市）
- 彫刻：設楽森林組合

広域連合長あいさつ

東三河広域連合長

佐原 光一

(豊橋市長)



「東三河はひとつ」を合言葉に東三河8市町村は、今年1月30日、東三河広域連合を設立いたしました。

東三河広域連合は、これまでそれぞれの市町村で行っていた事務の共同処理を進めるほか、単独の市町村では実施が困難であった新たな連携事業、さらには、国や県からの事務権限の移譲に向けた取り組みにも積極的にチャレンジしてまいります。そして、東三河の「地域力」と「自立力」を高めながら、将来にわたり「成長する広域連合」を目指してまいります。

これから先、人口減少、少子高齢化といった大変厳しい時代を迎えることとなりますが、皆で支え合いながら、新たな魅力と活力の創造に努め、「誰もが真の豊かさを実感できる地域」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

今後、全国に発信できる広域連合を目指し、東三河8市町村が、それぞれの個性と魅力を発揮しつつ、一丸となつて取り組んでまいりますので、皆様方のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

副広域連合長

(平成27年6月2日現在)

山脇 実 (豊川市長)

稲葉 正吉 (蒲郡市長)

穂積 亮次 (新城市長)

山下 政良 (田原市長)

横山 光明 (設楽町長)

村上 孝治 (東栄町長)

伊藤 実 (豊根村長)



広域連合議会議長あいさつ

東三河広域連合議会議長

議長 近田 明久

(豊橋市)



このたび東三河広域連合議会議臨時会におきまして、議員各位のご賛同をいただき、議長のを要職を担うこととなりました。大変光栄に存じますとともに、その責務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

私ども広域連合議会議は、東三河8市町村の各議会において選出された26名の議員により構成されております。東三河の発展のため、議会の果たす役割は大きいものであり、議事機関としての使命を果たすべく決意を新たにしているところです。

今後、東三河広域連合では様々な事業が展開されてまいります。議会としてのチェック機能を発揮するとともに、皆様方のご意見を広域連合の施策に反映できるよう、執行機関である広域連合長等と議論を重ねてまいります。

広域連合議員が一丸となつて、より良い東三河の実現に向け、全力を尽くしてまいれる所存ですので、皆様方の温かいご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

広域連合議会議員

(平成27年6月2日現在)

星野 隆輝 (豊橋市)
山田 静雄 (豊橋市)
豊田 一雄 (豊橋市)
鈴木 博 (豊橋市)
鈴木 明久 (豊橋市)
近田 明久 (豊橋市)
鈴木 道夫 (豊橋市)
藤原 孝夫 (豊橋市)
石原 政明 (豊橋市)
榎原 洋二 (豊橋市)

副議長 太田 直人 (豊橋市)

小林 琢生 (豊橋市)
鈴木 貴晶 (蒲郡市)
大場 康義 (蒲郡市)
松本 昌成 (蒲郡市)
山口 洋一 (新城市)
下江 洋行 (新城市)
鈴木 達雄 (新城市)
渡会 清継 (田原市)
彦坂 久伸 (田原市)
杉浦 文平 (田原市)
熊谷 勝 (設楽町)
山口 伸彦 (設楽町)
伊藤 芳孝 (東栄町)
柴田 吉夫 (東栄町)
清川 長次 (豊根村)
石田 文彦 (豊根村)

監査委員

東三河広域連合設立趣意

東三河地域は、沿岸部から山間部に及ぶ多様な地勢と豊かな自然を有し、古（いにしえ）より、歴史や文化に根差したさまざまな営みの中で、互いに支え合いながら発展してきました。

現在、私たちは、経済のグローバル化や人口減少・少子高齢化など、社会構造の変化に伴う、いまだ経験したことのない課題に直面しています。

また、国においては、基礎自治体が自らの責任と判断において地域の諸課題に対応できるよう、中央集権体制から分権型社会の構築に向けた動きを進めており、地方行政には、個々の自治体経営のみならず、広域的な視点に立った行政運営が求められています。

こうした流れの中で、東三河8市町村では、地域が将来にわたって持続的に発展していくためには、市町村の枠を越えた新たな広域連携体制が必要との共通認識から、そのあり方について検討してきました。

東三河地域にもっともふさわしい形、それは、これまで培ってきた広域連携を礎に、各市町村の自主・自立を尊重しつつ共通の理念と目標を掲げ、広域的な地域づくりを推進する力をもった組織を構築することです。そして、住民の総意に基づくこの組織の取り組みは、構成市町村において最大限に尊重され、その成果はすべての住民が享受できるものでなければなりません。

そこで、私たち東三河8市町村は、「東三河はひとつ」を合言葉に地域の力を結集し、新たな魅力と活力の創造に努め、誰もが真の豊かさを実感できる地域の実現を目指して、特別地方公共団体である「東三河広域連合」を設立します。

※東三河広域連合の設立にあたり、8市町村長の総意により策定しました。

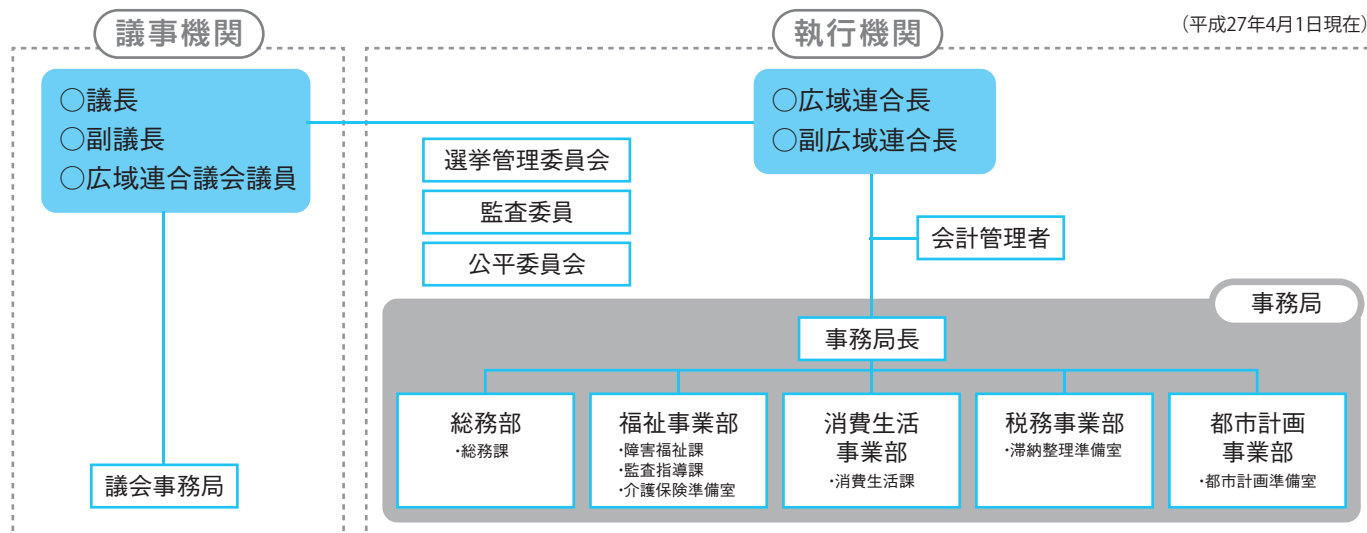
東三河広域連合はどんな組織？

組織概要

名 称 / 東三河広域連合
 法律上の位置づけ / 特別地方公共団体(地方公共団体の組合)
 設 立 年 月 日 / 平成27年1月30日
 構 成 市 町 村 / 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
 主 たる 事 務 所 / 豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館4階



組織図



広域連合議会議員について

定 数：26名
 〔 豊橋市 7名、豊川市 4名、蒲郡市 3名、
 新城市 3名、田原市 3名、設楽町 2名、
 東栄町 2名、豊根村 2名 〕
 選出方法：構成市町村の議会の議員のうちから各市町村の議会の議員が選挙します。(間接選挙)
 任 期：構成市町村の議会の議員としての任期

広域連合長について

選出方法：構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が選挙します。(間接選挙)
 任 期：構成市町村の長としての任期
 ※広域連合長以外の構成市町村の長は副広域連合長になります。

東三河広域連合はどんなことをするの？

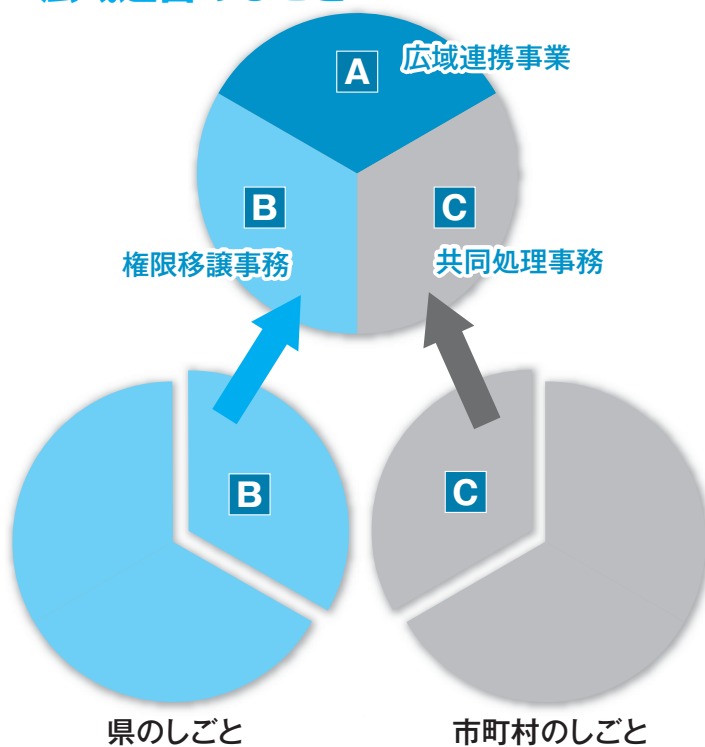
3つの取り組みを進めます。

東三河広域連合では、「**広域連携事業**」、「**権限移譲事務**」、「**共同処理事務**」に
取り組み、持続可能な地域づくりを進めます。

A 広域連携事業

単独の市町村では実施が困難な広域的な事業に一体となって取り組み、地域の振興・発展を図ります。
当面は、観光、産業といった分野での調査研究を行います。

広域連合のしごと



B 権限移譲事務

県が行っている事務を広域連合が行うことで住民にとって身近な行政サービスを一層充実させます。

当面は、保健所や児童相談所などの事務権限の移譲に向けた調査研究を行います。

C 共同処理事務

市町村がそれぞれ行っている事務を広域連合で一括して処理することで、行政の質と効率を高めます。

当面は次の6事業を実施します。

○介護保険事業

各市町村が行っている介護保険を統合するための準備事務[平成30年4月統合予定]

○消費生活相談等に関する事務

消費者問題に関する相談、相談員の育成、情報提供などの事務[相談事務は平成28年4月から実施予定]

○滞納整理事務

対応が困難な市町村税などの滞納整理事務
[平成28年4月から実施予定]

○障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

障害を持つ方の心身などの状況に応じ、サービスを適切に受けられるよう支援の度合いを審査判定する事務

○社会福祉法人の認可等に関する事務

特別養護老人ホームや保育所などを運営する社会福祉法人の認可や会計処理などを指導監査する事務

○航空写真撮影等に関する事務

航空写真の撮影や地形図データを作成する事務
[平成28年4月から実施予定]

他にも…

- ・「ほの国こどもパスポート」による公共施設の利用促進
- ・地域一体で取り組む情報発信
- ・市町村職員を対象とした合同研修 等

平成27年度 予算紹介

平成27年度予算規模 一般会計 2億760万5千円

歳入

◆分担金及び負担金

〈構成市町村からの負担金〉

・豊橋市	9,166万8千円
・豊川市	4,501万1千円
・蒲郡市	1,820万円
・新城市	1,202万円
・田原市	1,461万9千円
・設楽町	184万1千円
・東栄町	112万4千円
・豊根村	60万3千円

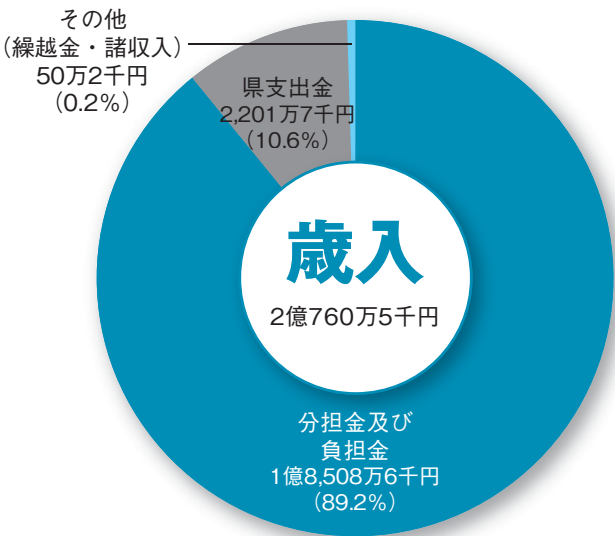
◆県支出金

〈県からの補助金、交付金〉

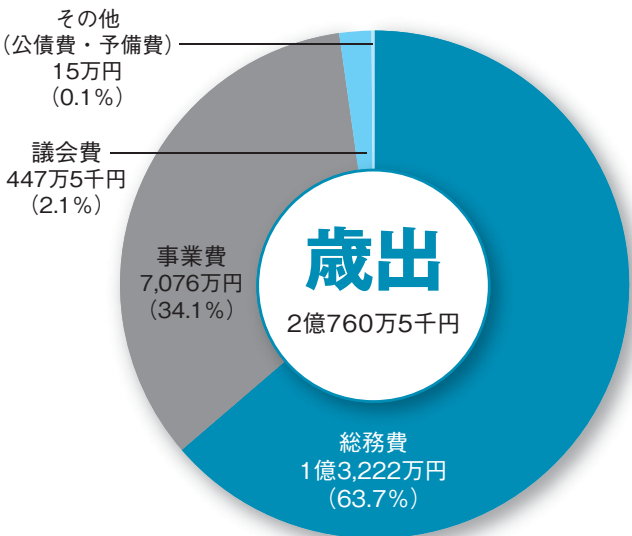
・消費生活事業費補助	2,190万5千円
・権限移譲交付金	11万2千円

◆その他

前年度からの繰越金や諸収入



歳出



◆総務費

事務局の運営や行政委員などの費用

・一般管理費	1億2,475万4千円
(職員人件費など)	
・会計管理費、公平委員会費、選挙管理委員会費及び監査委員費	746万6千円

◆事業費

共同処理や調査研究などの費用

・滞納整理事業費	1,064万2千円
(収納支援システムの開発など)	
・消費生活事業費	2,634万1千円
(消費生活相談員の育成や啓発など)	
・介護保険事業費	163万5千円
(事業所等へのアンケート調査など)	
・監査指導事業費	2,124万2千円
(社会福祉法人の指導監査など)	
・障害福祉事業費	768万3千円
(障害支援区分認定審査会の運営など)	
・都市計画事業費	146万8千円
(地形図データ作成仕様調査委託など)	
・広域行政推進事業費	174万9千円
(調査研究費、ほの国こどもパスポート事業など)	

◆議会費

議会の運営や議員報酬などの費用

◆その他

一時借入金の利子や予備費

平成26年度 財政公表

(平成27年3月31日現在)

収 入			
内 訳	現計予算額	収入 済 額	執行率(%)
分担金及び負担金	145万5千円	133万2千円	91.5
合 計	145万5千円	133万2千円	91.5

支 出			
内 訳	現計予算額	支出 済 額	執行率(%)
総 務 費	66万9千円	5千円	0.7
議 会 費	68万6千円	0円	0
予 備 費	10万円	0円	0
合 計	145万5千円	5千円	0.3

※執行率は、現計予算額に対して平成27年3月31日現在で収入済及び支出済となった割合です。
5月31日までは出納整理の収入及び支出がありますので、決算とは異なります。

近年の巧妙化する悪質商法やインターネットの発達により、複雑高度化した消費者トラブルが多発しています。東三河広域連合では、「消費者だより」を通して、地域のみなさまに消費生活で役立つ情報をお届けします。

高齢者は狙われています！ 断り上手になりましょう！



一人暮らしの高齢者や家族と生活をしていても昼間は一人だけという高齢者が増えています。自宅に来たセールスマンが優しく話し相手になってくれた、電話で親身に話を聞いてくれたことで、断りきれず高額な布団や健康食品を購入してしまうといった被害が増えています。また、一度被害にあった方の名簿が売買され、他の悪質業者からも勧誘されてしまう二次被害も増えています。

悪質商法の被害にあわない最善の方法は「**キッパリ断る**」ことです。

断り方

- 「**いいません**」
- 「**お帰りください**」

はっきり断りの
意思を伝えましょう。



よくない 断り方

×「**いいです**」「**結構です**」

…契約しても良いとあげ足をとられかねません。

×「**今、忙しいです**」
×「**今から出かけます**」

…「いつなら時間がありますか、またうかがいます」

いったん断った人に再勧誘することは
法律で禁止されています。

(特定商取引法第3条の2、第17条)

訪問販売や電話勧誘販売で、消費者が契約を断った後の勧誘は禁止されています。違反した業者には業務停止などの行政処分が行われます。

しつこい勧誘でお困りの場合

業者名、担当者名、電話番号を確認の上、

**お住まいの市町村の相談窓口又は
東三河・新城設楽消費生活相談室**

(10ページに掲載)にご相談ください。

流行っていますこんな手口! 悪質商法にご注意!

消費生活相談窓口には、さまざまな相談が寄せられています。
そのうち、特に悪質な手口を紹介します。

利殖商法(買え買え詐欺)

- 利殖商法は、お金を増やしたいという利殖願望につけ込んで、未公開株、社債等の取引や様々な投資の話装って「値上がり確実」とか、「絶対に損はしない」とか、「元本は保証する」などといってお金を支払わせ、だまし取る手口です。
- 被害者の多くが高齢者であり、最近では、名義貸しに伴う多額の金銭の請求や、投資被害の救済を装うものに加え、実態がはっきりとしない投資への勧誘なども増えています。



こんな言葉にご用心!!
悪質業者はいろんなセリフで誘ってきます!

A社は将来性のある会社です。
投資すれば必ずもうかりますが
社債はあなたしか購入できません。
買ってくれたらすぐに2倍で
買い取ります。

オリンピック関連で有望な
会社に投資しませんか?
絶対にもうかりますよ!

前に詐欺にあったことが
ありますよね。
これを買えば、これまでの
損を必ず取り返せますよ!



ポイント

「必ずもうかる」「あなただけ」など、うまい話はありません!
手短にキッパリ断りましょう!

- 利殖や投資に関する不審な電話は相手にせず、はっきり断り、電話を早く切りましょう。
- 「名義を貸すだけ」などと説明があっても、後から様々な口実で金銭を要求されます。一度お金を払ってしまうと、さらに次々と請求されることがあるうえ、取り戻すことは極めて困難です。絶対に払ってはいけません。
- 留守番電話機能やナンバーディスプレイ機能を利用することも有効な対策です。
- お金のからむ話は、家族や周りの人に必ず相談するようにしてください。



ワンクリック請求

- ワンクリック請求とは、例えばパソコンや携帯電話でアダルトサイトにアクセスし、「18歳以上の年齢ボタン」、「画像を見る」をクリックしたところ、「ご入会ありがとうございました。」等のメッセージが表示され、一方的に契約したことにされて多額の料金を請求されるといったことをいいます。



無料だと思ってクリックしたら
会員登録されてしまった！
「会員登録が正常に完了しました。
お客様のIDは〇〇〇〇〇〇〇〇です。
58,000円登録料をお支払いください。」

！ポイント

**あわてて業者に連絡したり、料金を支払ったりしない！
周りの人や消費生活相談窓口相談を！**

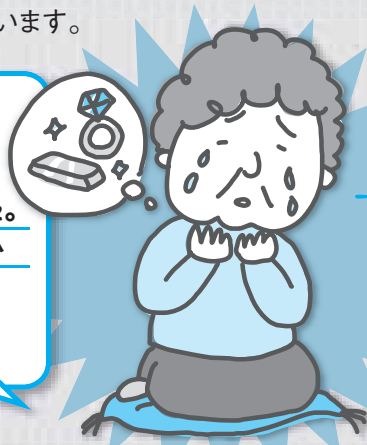
- サイトにアクセスしたり、メールを開いたりするだけでは、契約は成立しません。
- 利用料金の請求を受けても、言われるがままに支払わないでください。
- あわてて業者に連絡しないでください。電話やメールで業者へ連絡を取ることは、かえって個人情報を知らせることになりかねません。
- 請求画面がパソコンに表示されたまま消えないこともあります。
削除方法は、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)のホームページに掲載されています。



押し買い(訪問購入)

- 押し買いとは、「不用品など何でも買い取る」と電話をかけてきて、訪問して来た業者が「貴金属があれば査定させていただきます」などと言葉巧みに提示させ、持ち主が納得していないにもかかわらず、強引に買い取ってしまうといったことをいいます。

業者にしつこく言われ、仕方なく
貴金属を見せたところ、
「それ売ってほしい」と強要された。
断ったが様子が怖かったし、なかなか
帰ってくれないので、あきらめて
売却してしまった。



大事なものを
売ってしまった。
返してほしい...

！ポイント

**不審な相手や強引な勧誘は、キッパリ断りましょう！
本当に売却したいかよく考えて！**

- 買い取ってもらうつもりがないならキッパリと断ってください。
- 周りの人に同席してもらい、一人での応対は避けましょう。
- 押し買い(訪問購入)にはクーリング・オフの制度が適用されます。
契約の書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で契約を解除することができます。



消費生活出前講座を活用してください

消費者
だより

東三河広域連合では、消費生活に関する様々な情報や、悪質商法にあわない方法などをお話する出前講座を開催しています。落語家や漫談家による出前講座もありますので、ご活用ください。

	消費生活相談員による出前講座	落語家・漫談家による出前講座
対 象	東三河8市町村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)在住・在学・在勤のグループ	
日 時	原則として平日の10時～15時(土・日・祝日・夜間は要相談)	
時 間	30分～1時間(希望の時間で調整)	1時間～1時間30分
費 用	無 料	
内 容	年代層に合わせて、ご希望のテーマでお話します。 ・悪質商法の事例とその対処法 ・クーリング・オフについて ・インターネットトラブル 等	悪質商法にあわないための注意点を落語や漫談で楽しく学びます。
場 所	指定の場所に伺います。	落語の出前講座は着替え室が必要。 また高座で落語を行うため、ある程度余裕のある部屋をご用意ください。
人 数	少人数でも可	20人以上
申し込み	随時受け付け	開催日の1か月前までに申し込み



申込先

東三河広域連合消費生活課
(豊橋市役所安全生活課内)

TEL 0532-51-2307 FAX 0532-56-0123

メール apply-anzen@city.toyohashi.lg.jp ※日時・時間・場所・人数等をお伝えください。

おかしいな 困ったなと思ったら 一人で悩まず相談を

消費生活
相談窓口

● 豊橋市消費生活相談室

TEL 0532-51-2305 ・月～金 10:00～16:30
豊橋市今橋町1番地(豊橋市役所 東館2階 安全生活課)

● 豊川市消費生活センター

TEL 0533-89-2238 ・月～金 9:00～16:00
豊川市諏訪1丁目1番地(豊川市役所 北庁舎4階)

● 蒲郡市消費生活相談室

TEL 0533-66-1204 ・月～木 10:00～12:00 13:00～16:30
蒲郡市旭町17番1号(蒲郡市役所 新館2階)

● 新城市消費生活相談

TEL 0536-23-7634 ・第1・2・3・4火 13:00～16:00
新城市字西入船5番地2(新城市勤労青少年ホーム1階 商工・立地課)

● 田原市消費生活相談室

TEL 0531-23-3818 ・火・木 9:00～12:00 13:00～15:30
田原市田原町南番場30番地1(田原市役所 北庁舎1階 商工観光課)

● 設楽町役場

TEL 0536-62-0527 ・月～金 9:00～16:00
設楽町田口字辻前14番地(設楽町役場産業課)

● 東栄町役場

TEL 0536-76-1812 ・月 8:30～12:00
東栄町大字本郷字上前畑25番地(東栄町役場経済課)

● 豊根村役場

TEL 0536-85-1311 ・月～金 要電話予約
豊根村下黒川字蕨平2番地(豊根村役場商工観光課)

● 東三河消費生活相談室

TEL 0532-52-0999 ・月～金 9:00～16:30
豊橋市八町通五丁目4番地(東三河県庁(東三河総合庁舎)1階)

● 新城設楽消費生活相談室

TEL 0536-23-8701 ・月～金 9:00～15:00
新城市字石名号20番地1(新城設楽総合庁舎1階)



消費者ホットライン TEL 188(イヤヤ) お近くの相談窓口につながります!(平成27年7月1日から運用開始)

東三河広域連合議会

議会報告

3月臨時会
6月臨時会

3月臨時会

東三河広域連合で初めての議会となる東三河広域連合議会臨時会が、3月30日に豊橋市議会議場で開かれました。平成27年度予算案、広域計画案などが審議され、いずれも原案どおり承認、可決、同意されました。

審議された議案は次のとおりです。

専決処分の承認

■東三河広域連合の休日を定める条例ほか15件

■指定金融機関の指定

■平成26年度一般会計予算

条例等

■東三河広域連合議会会議規則ほか19件

予算

■平成27年度一般会計予算

歳入の主な内容は、東三河8市町村からの負担金です。歳出の主な内容は、職員人件費のほか、共同処理事務の実施に要する経費です。詳細については、6ページの「平成27年度予算紹介」をご覧ください。

広域計画

■東三河広域連合広域計画

広域連合は地方自治法の規定により広域計画を策定し、それに基づいて総合的かつ計画的に施策を実施します。詳細については東三河広域連合ホームページをご覧ください。

人事

■監査委員の選任

監査委員として、豊橋市の代表監査委員である大須賀俊裕氏と広域連合議員から鈴木達雄議員（新城市）を選任することについて同意されました。

■公平委員会委員の選任

公平委員会委員として林雅巳氏（豊川市）、山口和生氏（豊川市）、酒井裕子氏（豊川市）を選任することについて同意されました。

■選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

選挙管理委員会委員の選挙が行われ、委員として渡邊淳氏（豊橋市）、鈴木哲朗氏（蒲郡市）、大羽英子氏（田原市）、伊藤孝氏（東栄町）、補充員として、宮川千弘氏（豊川市）、入山厚子氏（新城市）、遠山和美氏（設楽町）、山下忠善氏（豊根村）が選出されました。

6月臨時会

東三河広域連合議会臨時会が、6月2日に豊橋市議会議場で開かれました。議長、副議長の選挙が行われたあと、条例案1件、規則改正案1件の議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。選挙結果及び審議された議案は次のとおりです。

議長、副議長

議長 近田明久（豊橋市）
副議長 太田直人（豊川市）

条例等

■東三河広域連合議会委員会条例

■東三河広域連合議会会議規則の一部改正

議会運営委員会

東三河広域連合議会委員会条例に基づき、議会運営委員会が設置されました。議会運営委員会の委員は次のとおりです。

委員長 藤原孝夫（豊橋市）
副委員長 小林琢生（豊川市）

豊田一雄（豊橋市）
鈴木道夫（豊橋市）
石原政明（豊川市）
大場康議（蒲郡市）
下江洋行（新城市）
彦坂久伸（田原市）
熊谷 勝（設楽町）

お知らせ

東三河広域連合議会定例会は8月と2月の年2回開催します。



「ほの国こどもパスポート」

で夏休みをお得にエンジョイ!!

ほの国こども
パスポートとは...

東三河地域に在住または在学の小中学生に配布されているカードです。
対象施設(下記参照)で提示すると、入場料等が**無料になります。**



市町村名	対象施設	市町村名	対象施設
豊橋市	豊橋総合動植物公園	田原市	田原市博物館
	豊橋市民プール		吉胡貝塚資料館
	豊橋市視聴覚教育センター(プラネタリウム)		赤羽根文化広場(パターゴルフ場)
	豊橋市自然史博物館	設楽町	歴史の里田峯城
	豊橋市美術博物館		ふれあい広場 (温水プール・トレーニングルーム・多目的ホール)
	豊橋市二川宿本陣資料館		つぐグリーンプラザ(プール・トレーニング室)
	豊橋市青少年センター(体育室)		設楽町奥三河郷土館
	こども未来館(まち空間)		
豊川市	ジオスペース館	東栄町	東栄町民芸館・博物館
	豊川市プール		花祭会館
蒲郡市	蒲郡市竹島水族館		とうえい温泉
	生命の海科学館	豊根村	茶臼山高原の美術館
新城市	設楽原歴史資料館		森遊館(プール・トレーニング室)
	長篠城址史跡保存館		湯へらんどバルとよね
	鳳来寺山自然科学博物館		茶臼山高原スキー場 (冬期リフト)
	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな(スポーツ施設)		湯の島温泉
	作手B&G海洋センター(プール)		

※施設によって開館(園)日が異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

総務課 TEL 0532-35-6000

5月23日(土)・24日(日)
豊川市民まつり「おいでん祭」に
行ってきたよ。楽しかったぁー

東三河のマスコット「みのりん」▶



お問い合わせ先

【個別の事務に関すること】

以下の各事務は豊橋市役所内で行っています。【豊橋市役所の所在地:〒440-8501 豊橋市今橋町1番地】

●消費生活相談等に関すること

消費生活課 (豊橋市役所東館 2階 安全生活課内) TEL 0532-51-2307

●障害支援区分の認定審査に関すること

障害福祉課 (豊橋市役所東館 1階 障害福祉課内) TEL 0532-51-2340

●社会福祉法人の指導監査や認可等に関すること

監査指導課 (豊橋市役所東館 3階 福祉政策課内) TEL 0532-51-2342

●介護保険の統合に向けた準備に関すること

介護保険準備室 (豊橋市役所東館 3階 長寿介護課内) TEL 0532-51-2331

●市町村税等の滞納整理事務の準備に関すること

滞納整理準備室 (豊橋市役所西館 2階 納税課内) TEL 0532-51-2254

●航空写真撮影等の準備に関すること

都市計画準備室 (豊橋市役所東館 9階 都市計画課内) TEL 0532-51-2622



東三河広域連合に
ついての
ご質問やご意見は
ホームページ内の
「ご意見コーナー」で承ります。

【その他 広域連合全般に関すること】

総務課

〒440-0806
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館 4階
TEL 0532-35-6000 FAX 0532-56-1555

東三河広域連合ホームページ
http://www.east-mikawa.jp/

